

令和 8 年度事業計画書

(2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日)

公益社団法人 薬剤師認定制度認証機構

1. 事業概要

公益社団法人薬剤師認定制度認証機構（以下、本法人）は、関係団体との連携のもとに、薬剤師に対する各種の認定制度の整備、発展、普及を図ることにより、生涯学習を推進して薬剤師の資質及び専門性の向上に寄与し、もってわが国の医療環境の向上と国民の健康の確保に貢献することを目的として、平成 16 年に設立されました。平成 22 年には内閣府より公益社団法人の認定を受け、第三者評価機関として認証事業を遂行してまいりました。平成 27 年に厚生労働省は「患者のための薬局ビジョン」を策定しました。本ビジョンのコアとなるかかりつけ薬剤師は、一定以上の専門的な薬物療法の知識や情報を有している必要があり、平成 28 年度からは本法人の認証を受けた生涯研修制度による研修認定の取得が要件の一つとなりました。これまでに本法人の認証を受けた認定制度数は 35 件となり、本法人認証の認定制度により新規もしくは更新された認定薬剤師数は過去 3 年間合計で 14 万人余りに達しました。

令和 3 年 6 月に発出された、厚生労働省の薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会の取りまとめでは、「薬剤師をとりまく様々な変化に対応するためには、免許取得後も常に自己研鑽に努めて専門性を高めていく対応が必要となる。研修に関しては、薬剤師認定制度認証機構（CPC）の認証を受けた研修機関が実施している研修の受講が進んでおり、そのような研修を薬剤師は活用すべきである」と述べられています。さらに、厚生労働省の薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会では、令和 6 年 9 月発出のこれまでの議論のまとめで、薬局の役割を発揮するための基盤となる薬剤師の資質向上が求められていることが指摘され、その後も地域における薬局・薬剤師の役割・機能に関して様々な検討が重ねられています。令和 7 年の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）等の一部改正では、コンビニ等での一般用医薬品の受渡し、調剤業務の外部委託解禁、若年者向け乱用薬の販売制限等が順次実施されることとなりました。令和 8 年 2 月には、要指導医薬品である緊急避妊薬の販売が研修を受けた薬剤師の在籍する薬局で開始されました。令和 8 年度診療報酬改定では、改定された服用薬剤調整支援料 2 を算定できるかかりつけ薬剤師として、患者の服薬状況等に係る総合的な管理及び評価を行うために必要な研修を受けたものに限るとの要件が課せられています。このように、社会からの様々な要請に対応して薬剤師の担うべき役割は拡大し、業務遂行に必要な研修の質の担保が不可欠となっています。

薬剤師養成に係る薬学部教育に関しては、令和 4 年 8 月に文部科学省の薬学系人材養成の在り方に関する検討会から「6 年制課程における薬学部教育の質保証に関するとりまとめ」が発出され、入学者選抜のあり方を見直すとともに、入学者定員の抑制方針が

示されました。令和6年度入学生から運用が開始された改訂薬学教育モデル・コア・カリキュラムでは、10項目にわたる薬剤師として求められる基本的な資質・能力は、生涯にわたって研鑽していくことが求められています。卒前から卒後の薬剤師教育の一貫性にも配慮して、令和6年3月には厚生労働省から薬剤師臨床研修ガイドラインが提示されました。専門薬剤師制度についても厚生労働科学研究費補助金による研究班の検討が重ねられ、現在は「専門薬剤師が医療の質に与える効果とその評価に関する研究」研究班が組織され、専門薬剤師に関する新たな制度設計に関する検討が行われています。

本法人は、設立以来の一貫した事業として各種薬剤師生涯学修制度の第三者評価に必要な基準等を設定し、認証申請に応じて、基準に適合する制度を評価・認証し、公表しています。本法人は、生涯研修実施機関（研修プロバイダー）、職能団体、学会、大学、行政等と緊密な連携を図り、社会や患者から信頼される薬剤師の生涯学修の質の保証とさらなる向上を目指してまいります。また、全国の薬剤師が容易に受講でき、知識・技能を高め、医療現場と地域社会への貢献につなげることが出来る学習環境の整備を進めていく必要があります、引き続きその推進を図ります。薬剤師の職能が大きく変化する中で、病院薬剤師及び薬局薬剤師が医療人として取り組むべき研修課題について、本法人が認証する研修プロバイダーによる研修プログラム構築等への支援を進めます。専門薬剤師の認定制度については、上記研究班の議論に呼応して、薬剤師認定制度委員会小委員会を中心に本法人の対応につき検討を進めます。昨年度新たに設置した卒後臨床研修制度小委員会では、令和7年度厚生労働省委託事業「薬剤師臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業」の成果を踏まえて卒後臨床研修の社会実装に向けた準備を進めます。また、令和4年度に発足した第2次ビジョン委員会を継続し、本法人が上記委託事業で実施した薬剤師のキャリア形成に関する意向調査結果等を踏まえて、本法人の将来構想に関する提案が取りまとめられることを期待しております。

2. 会議関連事項

1) 理事会

第1回理事会：令和8年5月に開催を予定しています。

令和7年度事業報告・決算報告、社員総会の開催、理事候補者の選任と提出議案に関して審議します。

第2回以降：定款に定める定例理事会（年間2回）のほか、臨時理事会（認証申請に関わる審議等）を含め3か月に1回の開催を計画し、一部定款第30条2項（書面理事会）の適用も含めます。

2) 社員総会

定時社員総会：令和8年6月15日(月)を予定しています。

令和7年度事業報告・決算報告、令和8年度会費の規程、理事候補者の選任に関

して審議します。

- 3) 令和 8 年度薬剤師認定制度委員連絡会: 令和 8 年 12 月の開催を予定しています。
- 4) 認定薬剤師認証研修機関協議会 (年 2 回) の開催を後援する予定です。
- 5) ビジョン委員会を開催します。
- 6) 薬剤師認定制度委員会小委員会 (フォローアップ、専門薬剤師制度、卒後臨床研修制度) を開催します。

3. 事業関連事項

1) 評価基準及びその改善、普及に関連する事業

本法人による認証を受けている生涯研修制度の認定薬剤師は、かかりつけ薬剤師取得の一要件となっており、薬剤師の生涯研修・認定制度に関して、質的評価を行うための基準の見直しやチェックリスト及び指針 (ガイドライン) を整理し、その充実を図ります。生涯研修制度には、薬剤師職能全体の向上を目指す「生涯研修認定制度」に加えて、特定の専門領域に関する高度の職能を認定する「特定領域認定制度」と「専門領域認定制度」があります。研修プロバイダーの数は増えていますが、さらに全国的な拡充に努めます。

改正薬機法による薬局の機能分化が進んでいることから、個々の薬剤師の特定領域などの専門性の質的向上が求められています。薬学関連専門分野や学会からの認証申請の評価に対応するために、現在制定している認証事業実施要綱の制度、評価基準やチェックリスト等について認定制度委員連絡会などを通じた委員との意見交換を行い、引き続き見直しを進め、認証申請記載ガイドラインの整備・充実を図ります。特に、専門薬剤師認定制度の評価基準や仕組み、認証申請記載ガイドラインについては、厚生労働科学研究費補助金による研究班での議論を踏まえて検討を進めます。専門薬剤師取得の基盤となる研修認定薬剤師を輩出する研修プロバイダーに対しては、認定制度委員によるフォローアップを展開し、個々の薬剤師が生涯学習記録 (ポートフォリオ) を通じた継続的職能向上のさらなる推進を支援します。

デジタル技術の進歩に伴い、SNS や短時間動画を用いたマイクロラーニングなど、新たな研修教育手法が登場しており、本法人の事業内容との整合性など調整を図り、薬剤師のニーズに合わせた研修方法の開発を支援します。

また、薬剤師の卒後教育・研修に関連する教育機関や職能団体への本法人の認証事業の認知・普及に努めます。ホームページでの本法人や社員各位からの情報発信を進めます。

2) 各種認定制度を評価し、認証する事業

薬剤師に対する各種の生涯研修制度を実施している機関からの認証申請に応じて、「認証事業実施要項」に基づき、薬剤師認定制度委員会で評価し、基準に適合する制

度を認証し、公表します。生涯研修制度を評価する薬剤師認定制度委員は、現在 43 名に委嘱しています。

専門薬剤師制度の認証については、厚生労働科学研究費補助金による研究班における議論を踏まえて、専門薬剤師制度小委員会を中心に検討を進めます。

3) 既認証の制度について、認証の更新を行う事業

薬剤師生涯研修認定制度の認証は、初回認証から 3 年後、以後 6 年毎に更新を受ける必要があります。令和 8 年度内には、9 件の認証更新申請を評価する予定です。

本法人による認証後の生涯研修制度のフォローアップについては、5 名の薬剤師認定制度委員からなるフォローアップ小委員会を中心に、サイトビジットも含め研修プロバイダーと意見交換しながら継続的な評価を進めていきます。また、既認証制度による研修に参画する個々の薬剤師の研修認定薬剤師の取得を推奨するよう努めてまいります。

4) 生涯研修制度の発足、運営等に関する支援、助言

薬剤師生涯研修制度の認証申請を検討中の薬系大学、職能団体およびその支部、特定（専門）領域学会等からの要望に応えるため、認証コーディネーターを中心に認証取得に必要な条件、基準等について解説・助言します。また、「認証申請の指針」を基に作成した認証申請書記載ガイドラインの活用により、質の高い生涯研修制度の整備・育成を図ります。

5) 生涯研修制度の将来像及び在り方に関する必要な検討と普及

国際的にも通用する大学教育から卒業後の生涯にわたる一貫した学習制度の確立が求められています。

本法人が公表している「求められる薬剤師への道程」及び「薬剤師生涯学習の在り方」の普及を目指して、本年度も引き続き情報提供活動を進め、本法人の認知度を高めます。

薬剤師が生涯学習による自己研鑽に努めることは、薬剤師に求められる資質・能力の一つとして提示されており、社会的に課された義務です。その自己研鑽の証となる研修認定薬剤師を取得することを推奨し、普及に努めるとともに、薬学・薬剤師関係各団体や既認証研修プロバイダー各位の協力を得つつ、最終的には、研修認定薬剤師が生涯学習履歴の証明となる実質的な免許更新制を目指した提案を行えるように努めてまいります。

6) 専門薬剤師認定制度に係る取り組み

薬剤師認定制度委員会に設置した専門薬剤師認定制度小委員会において、厚生労働

科学研究費補助金による研究班の議論を踏まえつつ、専門薬剤師を輩出する薬学関連学会及び職能団体等と意見交換を行い、社会的信頼性を得られるよう取り組みます。

4. その他

1) 第2次ビジョン委員会の継続設置

令和4年度に設置したビジョン委員会を本年度も継続し、本法人の事業及び運営等に関し、将来の方向性の策定等に関して検討します。特に、セルフケア・セルフメディケーションを支援し住民の健康増進を担う、医療薬学に基づき薬物療法の個別最適化を担う、医薬品の品質及び提供体制を管理し創薬・育薬に貢献する、生涯研鑽を実践し教育に貢献するという4本柱により、10年～20年後の本邦の薬剤師像をグローバルな観点から捉え、薬剤師のあるべき将来像に向けた生涯研修制度のデザインについて取りまとめを期待しています。

2) 事務局体制の強化

公益社団法人としての本法人の事業の継続と薬剤師職能の拡大に対応した展開を図るために、引き続き事務局体制の強化を図ります。社員総会、理事会、ビジョン委員会、薬剤師認定制度委員会内の三つの小委員会など、本法人の組織が円滑に機能するためには、事務局の丁寧な支援が不可欠です。事業の更なる展開を図るためには、新たな認証コーディネーターの養成も必要です。事務局内の緊急事態に対応し、持続的な認証事業を遂行するために、嘱託職員の増員による事務局体制の強化を進めてまいります。

－以上－